

横浜市健康福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産ヒラメの回収について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりエンロフロキサシン（0.01ppm）を検出し、食品衛生法第11条第2項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第2項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	ひらめ（活・養殖・生食用）
届出数重量	1VO(12タンク) 3,000.00kg
輸出国	韓国
輸出者	FISHERMAN UNION JEJU TEWOO
輸入者	株式会社 マリンライフ 神奈川県横浜市中区常盤町4-47-501
届出先	福岡検疫所 食品監視課
届出年月日	平成25年8月2日
輸入届出受付番号	第93006247580-1号
検査結果	エンロフロキサシン(0.01ppm)検出
違反確定日	平成25年8月9日